

# 京都市情報公開・個人情報保護審議会

## 第6回制度部会 議事要旨

1 日 時 令和4年8月8日（月） 午後2時～午後3時40分

2 場 所 職員会館かもがわ 第5会議室

3 出席委員 山田部会長、小林委員、松塚委員、宮村委員、渡辺委員

欠席委員 曽我部委員

### 4 概 要

#### (1) 「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）」の審議

令和4年6月24日から7月25日の期間で実施したパブリックコメントの市民意見に対する審議会の考え方と、それらを受けて事務局が取りまとめた「答申（案）」を審議した。本日の議論を経た「答申（案）」の最終確認は、部会長に一任した。

（事務局）まずは、令和4年6月24日から7月25日の1か月間実施した答申（案）に対するパブリックコメントの結果について御報告させていただく。意見書数は247件、意見総数は745件であった。一般的に市のパブリックコメントは年齢層が高い方からの意見が多い傾向にあるが、年齢別で見ると若年層からの意見提出も多く、個人情報保護制度の見直しという専門性の高い内容にも関わらず、広く多くの方に関心を持っていただいたものと受け止めている。また、項目別に見ても、特定の項目に偏ることなく、答申（案）の内容全体に対してバランスよく意見が提出されている。集まった意見の概要は、独自の内容を条例に加えることに賛同するものや、逆に独自の条例規定は改正法の趣旨である共通ルール化を没却しかねないといったもの、両方の視点から意見が多かった。

（渡辺委員）比較的若年層からの意見提出も多いが、年齢層によって提出された意見に傾向はあるのか。

（事務局）30歳代以下の意見については、利活用に関する意見が散見され、答申を妥当と受け止めていただいた内容が多かった。40歳代以上については、保護に関する意見も多く見受けられた印象である。とはいっても、いずれの年齢層においても、賛否どちらかに意見が偏っている等ではなく、追加での保護を求める意見や法律の範囲内で良いとの意見など両方の視点での意見があった。

（松塚委員）「手続き」の表現について「手続」と「手続き」が混在しており、統一されてはどうか。

（事務局）本市における用法では「手続」と「手続き」を、それぞれ使い分けている。用法については再度確認し、修正すべき箇所は直す。

（宮村委員）パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえて、答申の内容を大きく変更する必要はないということか。

（事務局）意見は約250通頂戴しているが、意見の多くはこれまで制度部会で御議論いただいた論点と一致する内容であったと受け止めており、制度部会でまだ議論していなかった見落

とし事項の指摘ではなかった。そのため、答申の内容として抜本的に変更する必要まではないのではと考えているが、審議会としてどうするかが、本日の議題である。

(松塚委員) 抜本的な変更はなかったとしても、パブリックコメントを受けて、事務局として検討を深めた事項はあるのではないか。

(事務局) 任意代理人による開示請求における真正な代理を担保する手法についての意見に対しては、パブリックコメント開始時点では、事例の収集が十分ではなかったと受け止めている。この箇所は条例事項ではないが、真正な代理を担保する手法について、個人情報保護委員会から出ている文書等で対策を調べていったところ、実効性のある手法として本人への連絡等により請求の意思確認を行うというのが妥当な手法かなと考えている。

(松塚委員) 開示請求に係る手数料を徴収すべきとの意見もあるが、写しの作成に要した費用として徴収する場合はいくらなのか。

(事務局) 現行の写しの作成に要した費用は、白黒印刷片面であれば1枚10円、カラー印刷片面であれば1枚100円としている。

(松塚委員) 手数料を徴収しても数百円であり、権利濫用的な請求の抑制には繋がらないだろう。大量請求等については請求者の自制に任せても良いと思う。

(事務局) 手数料とするのか実費とするのかは自治体の裁量に任せられており、この度の改正では手数料は徴収しないことし、今後の個人情報保護制度の見直しの際に検討したいと考えている。

(山田部会長) 議会に関する意見には、どういったものがあったのか。

(事務局) 議会に対する意見は、個人情報を保護する観点から条例の対象とすべきとの意見や、議会を条例の対象機関とすることは改正法が議会の自律性を尊重している趣旨に反するのではないかとの意見があった。

(山田部会長) 改正法は、国会や裁判所の自律性を尊重する観点から、その適用対象から地方公共団体の議会を除外している。そのことからも、議会の個人情報保護制度についてどのような措置を講じられるかは議会が独自に判断されることが大前提であり、当審議会が議会に対して意見を述べる立場にないが、全国共通ルールが適用され、そこに独自の仕組みを講じるという形なので、議会だけ異なるルールとなると市民目線としては分かりにくくものとなってしまう。なお、条例の適用対象とするかについては、条例のスタイルの問題であり、議会も含めた1つの条例で規定するのか、市長と議会を別の条例で規定するのかについては、当審議会が意見するものではない。議会で独自に検討される前提の下、京都市全体として個人情報保護制度の解釈や運用に支障がないように取り組んでいただきたい、今後しっかりと検討されたい。

(事務局) 議会の個人情報保護制度については、これから条例化に向けてどのように整理されるかは重要な事項であり、御指摘を踏まえしっかりと取り組んでいく。

(松塚委員) 議会の保有する個人情報の開示請求の窓口はどこになるのか。

(事務局) 現在は議会の保有する個人情報についても、総合企画局情報化推進室情報管理担当が窓口となり請求の受付を行っている。今後については、議会の保有する個人情報は議会事務局が請求窓口となることもあり得る。

(山田部会長) 新しい条例は、改正法に基づく条例であり法律に記載されている規定を重ねて規定する必要はないが、議会は改正法の対象外であることから、1つの条例としたときに条文化のテクニカルな観点でカバーしきれるのかといった部分が難しいところだろう。

(松塚委員) 横出し条例というような理解になると思うが、横出し条例については、判例上、おおらかに認めており違法とはならないだろう。

(山田部会長) 横出しについては、違法とまでは言えないだろうが、運用上の課題があると思う。

(松塚委員) 開示請求に関して言えば、窓口が1つであるほうが市民にとって分かりやすいだろう。

(宮村委員) 条例をどのような建付けにするのかと開示請求の担当部局をどこにするのかは分けて検討する必要がある。条例の建付けは以前も議論したと記憶しているが、今回の個人情報保護制度の見直しに伴う条例改正は、法律の共通ルールに基づく施行条例的な位置づけにあり、これを横出しで、基礎の開示手続き等の部分から規定するとなると作業がかなり煩雑になるだろう。どこかのタイミングで市長部局と議会の規定を分離させることを検討してもよいだろうが、今回は法律の枠組みに基づき、2本建てで条例化することが良いのではないだろうか。

(宮村委員) パブリックコメントの結果は公表される予定なのか。

(事務局) 9月中に常任委員会へ報告のうえ、公表することを予定している。

(宮村委員) 市民に公表するのであれば、項目1論点3の「条例のスタイル」などの表現は市民にとってなじみがなく、市民にわかりやすい表現に改めた方がよいだろう。

(事務局) 表現を修正したい。

(山田部会長) 意見に対する審議会の考え方について、皆様も御異論はないようである。先ほど宮村委員から指摘があった部分以外についても、市民にとって分かりやすい表現となるよう努められたい。

(渡辺委員) 答申（案）の審議会の関与に係る記載部分において「必要」と記載した箇所を「重要」と表現を改めているが、これらの箇所は審議会への意見聴取が必須ではないが、審議会に意見を求める術があることが必要であるとの趣旨の記載と理解している。単に重要と置き換えると意味合いがよくわからなくなるため、他に適切な表現はないだろうか。

(事務局) 答申（案）に「必要」と記載していたことが法制度上誤っていたとは考えていないが、審議会に「必ず」意見を聴かなければいけないという、読み方の誤解による市民意見が複数受けられたことから、少し曖昧さは残るが「必要」という表現を「重要」に改めたものである。

(渡辺委員) 意見聴取は要件ではなく、意見聴取をしようと思えばできるということが伝わる表現となればよいと思う。

(宮村委員) 関連しての意見だが、答申（案）p21「イ 意見」については「新条例で規定することが必要」と記載した方がよいのではないか。規定や仕組みは必要なものであり、それ以外の「審議会に意見聴取する・・・」と記載している部分は「意見聴取できることが重要」という表現としてはどうか。必要なものと重要なものをもう少し整理して記載することで正確な表現ができ、誤解にも繋がらないと思う。

(松塚委員) 権利の「保障」と「尊重」と同じような考え方だろう。「保障」となっていたら、法律上の効力として示されている。「尊重」となっていたら、法律上の規定としてはあいまいだ。「重要」との表現については、世の中に重要でないものはなく、法律を表現する語句としては曖昧さがあると思う。また、現行制度については審議会の役割が多く、電算処理やオンライン結合に係る審議などは行政の停滞を招くおそれがあり、それほど重要ではな

いと感じていた。改正法に基づき審議会の役割がより限定的になることで、重要な論点を審議することができることを期待している。

(宮村委員) 客観的な重要性ではなく、案件によっては審議会へ意見聴取をする手続きが担保されていることが重要であり、言い換えるならば「相当である」や「合理的である」といった表現になるのではないだろうか。案件に応じた比例原則を考慮し、合理的な手続きを担保するという趣旨が伝わるような表現とすることが重要である。

(山田部会長) 条例への規定や仕組みについては「必要」のままでよく、個別案件の審議会の関与をどのように表現するのかというところだが、いずれにしても条例で規定する際には条文上「できる」と規定せざるを得ない部分だろう。

(事務局) 答申については、正確な表記と誤解を招かない表現が両立する形を再度探ってみたい。審議会へ意見聴取については、個人情報保護委員会からは、これまで各自治体が実施していた類型的な諮問は認められないと説明されている。条文化については個人情報保護委員会の確認のうえで条例案とする予定である。

(小林委員) 改正法の適用により、任意代理人による個人情報の開示請求が可能になるが、任意代理人に本人の情報を開示することになるのか。

(事務局) 任意代理人による開示請求については、運用面でどのような取扱いをすべきか検討を深めている段階だが、開示請求時に本人へ意思確認を行うだけでなく、開示の手法も工夫したいと思っているところである。

(松塚委員) 代理人の請求であれば、DV加害者が被害者の所在地を求めるなどが想定され、こういった場合は開示してはならない例であるがどのように対応しているのか。

(事務局) 未成年者の法定代理人による請求であれば、本人へ請求の意思確認をする仕組みもあり、これは維持することが必要と考えている。また、このような仕組みを職員がしっかりと把握しておくことが重要であると考えている。

(松塚委員) 教育委員会と市長部局などでもDV情報等は共有されているのか。

(事務局) 任命権者を異にしても、各課においてしっかりと情報連携が図られている。

(小林委員) パブリックコメント実施結果の資料で、項目5論点1の訂正請求に係る開示請求の前置に関する意見について、開示を拒否された場合についての回答がないように見受けられる。

(事務局) この点について、審議会の考え方を追記する。

## (2) その他（今後の予定）

本日をもって制度部会での審議は終了とし、本日の内容を踏まえた答申（案）を、令和4年8月22日に開催を予定している令和4年度第2回京都市情報公開・個人情報保護審議会において審議することとした。